

日本看護診断学会 利益相反（COI）管理指針の細則

第1条（目的）

本細則は、日本看護診断学会（以下、「本会」という）の利益相反（COI）管理指針の実施に関するCOIの取扱いを定める。

第2条（学会役員（理事長、副理事長、理事、監事、幹事、評議員）の利益相反事項の届出および定期的報告）

1. 本会の役員等はその就任に際し、所定の様式1により、利益相反委員会（以下、COI委員会）に届け出なければならない。
2. 本会の役員等は、その職務を遂行するにあたり、本会としての利益相反の状況を明らかにする必要がある場合、及び個別の案件処理に関与する関係役職者としての利益相反の状況を明らかにする必要がある場合は、様式1記載の報告事項に基づき、必要とされる事項をCOI委員会に対し、追加報告しなければならない。
3. COI委員会から、報告されている利益相反事項について、役員就任若しくは具体的な案件関与について問題ありとの指摘があった場合は、速やかに理事長は当該役員の退任、若しくは当該案件への関与の回避について対応する。
4. 役員等は、その在任期間中、年1回定期的に、所定の様式1により、COI委員会に報告しなければならない。
5. 学会役員等が学会運営・活動のため業者を選定する等の重大な意思決定を行う場合には、関連する企業との利益相反状態を記した所定の様式1をCOI委員会に提出しなければならない。

第3条（委員会委員長の利益相反事項の届出および定期的報告）

1. 委員会委員長は、その選任にあたり事前に、所定の様式1により、COI委員会に届け出なければならない。
2. 委員会委員長は、年1回定期的に、所定の様式1により、COI委員会に報告しなければならない。
3. 理事会は、委員会委員長の選任ならびに在任について報告された利益相反事項を考慮する。

第4条（委員会委員・査読委員の利益相反事項の届出および定期的報告）

1. 委員会委員・査読委員の委嘱を受けた者は、受託をするに際し、所定の様式1により、COI委員会に届け出なければならない。
2. 委員会委員・査読委員は、その在任期間中、年1回定期的に、所定の様式1により、COI委員会に報告しなければならない。

第5条（学術大会長の利益相反事項の届出）

1. 本会が実施する学術大会長は、その選任にあたり事前に、所定の様式1により、COI委員会に対して文書で届け出なければならない。既に理事等として報告した情報があるときは、これと重複し

ないものについて報告すれば足りる。

2. 理事長は、学術大会長の選任ならびに在任について、報告された利益相反事項を考慮する。

第6条（研究発表・講演等における届出および届出事項の公開）

1. 論文投稿者および共著者

学会が発行する学術雑誌への投稿に際し、論文投稿者および共著者は、著者ごとに、論文に関連する企業・団体等との COI 状態を記した所定の様式2を、編集委員会に提出しなければならない。また、論文内にも論文に関連する企業・団体等との COI 状態を記載し公開しなければならない。

2. 学術大会等の発表者

1) 学術大会等での発表（基調講演・シンポジウム・口演・ポスター・交流集会等）に際し、発表者および共同発表者は、演題に関連する企業・団体等との COI 状態を、所定の様式3に従って発表時等に開示しなければならない。

2) 企業や営利団体が主催・共催する研究会、講演会、セミナー（ランチョンセミナー等）等については、座長・司会者も講演者と同様に、演題に関連する企業・団体等との COI 状態を、所定の様式3に従って開示しなければならない。

第7条（学会役員（理事長、副理事長、理事、監事、幹事、評議員）・各委員会委員・査読委員・学術大会長等の利益相反情報の管理・利用・公表等）

1. 本細則に基づいて本会に対して開示・報告された個人および関係者の利益相反事項は、これを利益相反情報とし、本細則の定めるところにより取り扱う。

2. 利益相反情報は、学会事務局において、個人情報に準じて保管・管理する。

3. 学会役員・各委員会委員・査読委員・学術大会長の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する利益相反情報は、任期満了者については最終の任期満了の日から3年経過したときに、委嘱の撤回が確定した者については確定後速やかに、本会の諸記録から削除する。但し、削除することが適当でないとして理事会が認めた場合には削除の対象外とし、また、過去に公表されたことがある場合及び不服申し立てによる審査が行われた場合には、当該公表若しくは審査にかかる文書・電磁的記録等は廃棄・削除の対象外とする。

4. 利益相反情報は、当該個人と本会の活動との間における利益相反の有無・程度を判断し、本会としてその判断に従った処理を行うために、本細則に従い、本会の COI 委員会において必要に応じて利用することができるものとする。その利用には、具体的な利益相反状況について上記以外の会員に対して説明する場合を含むものとする。

5. 前項の利益相反情報の利用に際しては、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、前項の利用対象者以外の者に開示してはならない。

6. 利益相反情報は、前項の場合を除き、原則として非公開とする。

1) 利益相反情報は、本会の活動、委員会の活動、臨時の委員会等の活動等に関して、本会として社会的・法的な説明責任を果たすために必要があるときは、COI 委員会が提案し理事会の議を経て、必要な範囲で本会の内外に開示若しくは公開することができる。

2) 前項の場合、開示若しくは公開される利益相反情報の当事者は、COI 委員会に対して意見を述

ることができる。

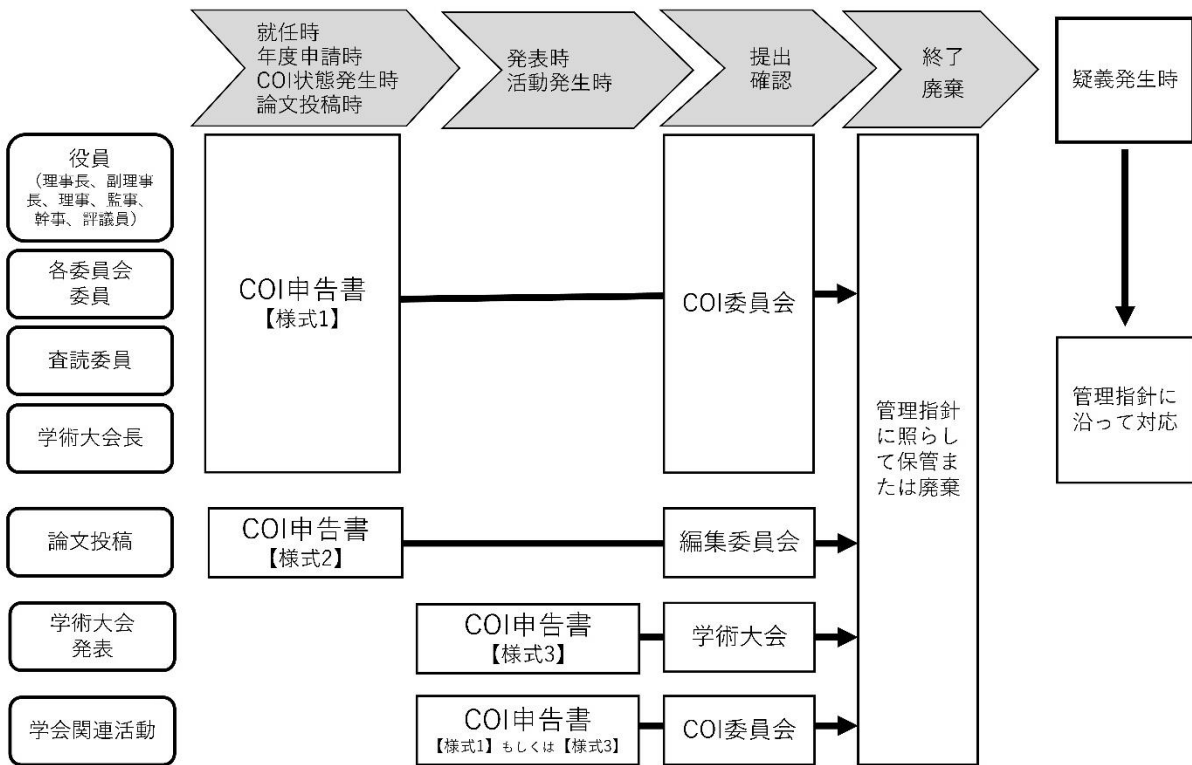


図1. COI 管理の流れ (JANA ガイドラインをもとに作成)

第8条 (利益相反の疑いを生じた場合の処置)

1. 学会役員・委員会委員・査読委員・学術大会長, 学会関連活動等に疑義が生じた場合

COI 委員会は, 提出された事項を検討した結果, 当該会員について当該活動と利益相反を生ずる疑いがあるときは, 理事長に報告を行う。理事長は理事会で COI 委員会の答申をもとに理事会で審議し対応を決定し, 当該会員に通知する。

2. 論文投稿者および共著者に疑義が生じた場合

編集委員会は, 提出された事項を検討した結果, 当該会員について当該研究と利益相反を生ずる疑いがあるときは, 理事長に報告する。理事長は理事会で協議の上, COI 委員会に調査を依頼する。COI 委員会は調査の結果を理事長に報告する。理事長は COI 委員会の答申をもとに理事会で審議し対応を決定し, 当該会員に通知する。

3. 学術大会発表者および共同発表者に疑義が生じた場合

学術大会は, 提出された事項を検討した結果, 当該会員について当該発表内容と利益相反を生ずる疑いがあるときは, 理事長に報告する。理事長は理事会で協議の上, COI 委員会に調査を依頼する。COI 委員会は調査の結果を理事長に報告する。理事長は COI 委員会の答申をもとに理事会で審議し対応を決定し, 当該会員に通知する。

第9条（不服申し立て）

1. 第8条による通知に不服のあるときは、1か月以内に理事長に書面にて審査請求をすることができる。
2. 審査請求書は、任意の様式でよい。通知に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。但し、その情報は異議が認められた場合には利益相反情報として取り扱われるものとする。

第10条（不服申し立ての審査）

1. 理事長は、不服申し立ての審査請求を受けた場合、速やかに不服申し立て審査委員会を設置して対応を審議する。
2. 不服申し立て審査委員会は審査請求書を受領してから14日以上1か月以内に会議を開催してその審査を行う。
3. 不服申し立て審査委員会は、当該審査請求にかかる審査請求者から直接意見を聞くものとする。但し、定められた意見聴取の期日に出席しない場合は、その限りではない。
4. 不服申し立て審査委員会は、理事長に審査結果を報告し、理事会で対応を決定する。特別の事情がない限り、審査に関する第1回の会議開催日から1か月以内に審査結果を審査請求者に通知する。

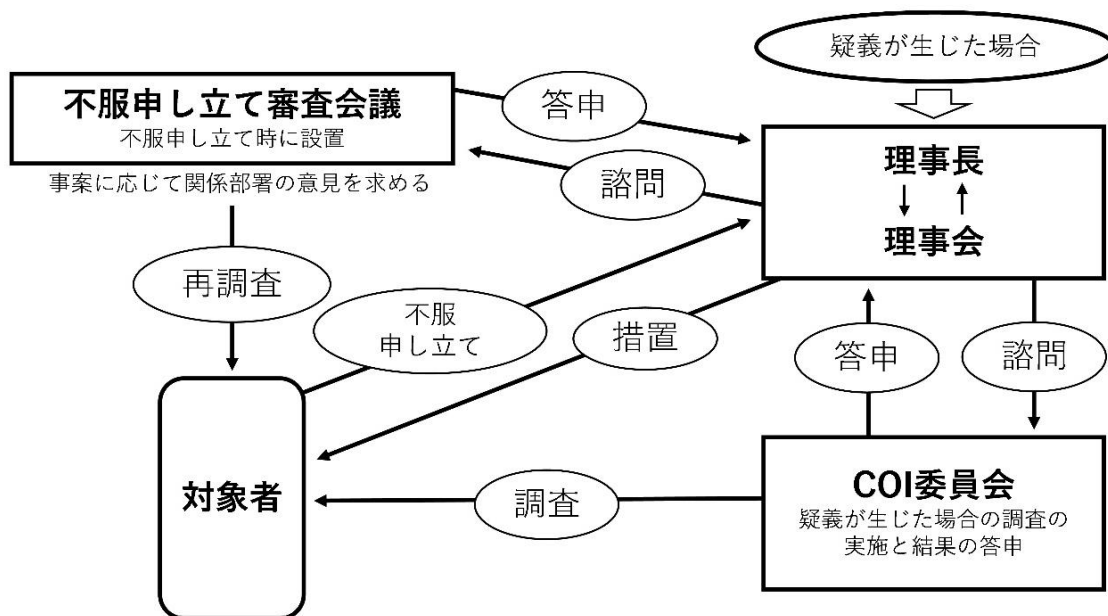


図2. COI自己申告に関する疑義が生じた時のプロセス
(JANAガイドラインより一部抜粋)

第 11 条（細則の変更）

本細則の変更は，理事会の議決を経て，理事会で承認を得る。

付 則

1. この細則は2022年7月15日より施行する。

【様式 1】 本学会役員、各種委員、学術大会長等の利益相反（COI）申告書

氏名： _____ 会員 No. _____

役職： 理事 監事 幹事 評議員 委員会（委員会名： _____）
査読委員 学術大会長 その他（ _____ ）

就任時は過去 1 年以内、年度申請時は前年度の本学会が行う事業に係る企業・営利を目的とする団体との COI 状態を申告者自身と生計を一つにする配偶者（パートナー）について記載してください。

	(1つの企業や営利を目的とする団体からの) 単年度あたりの金額等		該当の状況	該当の有る場合：企業・団体名等
役員・顧問職への就任		申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
株	公開株式の5%以上、未公開株式 株以上、新株予約権 個以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
特許権使用料等	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
講演料等	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
原稿料等	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
企業・営利を目的とする団体等からの研究費	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
奨学（奨励）寄附金	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
寄附講座への所属		申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
その他報酬（研究とは無関係な旅行・贈答品）	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
個人的利害関係が生じるような状態（機器等や役務の提供を受けている）		申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	

私の COI に関する状況は申告のとおりであることに相違ありません。

申告日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名（自署） _____

（本申告書は、任期満了の日から 3 年間保管されます）

【様式 2】 本学会の学会誌等で発表を行う著者の利益相反（COI）申告書

氏名： _____ 会員 No. _____

論文名：

著者名（全員）：

著者全員について、投稿時から遡って過去1年以内での発表内容に関する企業・営利を目的とする団体とのCOI状態を申告者自身と生計を一つにする配偶者（パートナー）について記載してください。

	(1つの企業や営利を目的とする団体からの)単年度あたりの金額等		該当の状況	該当の有る場合：企業・団体名等
役員・顧問職への就任		申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
株	公開株式の5%以上、未公開株式 株以上、新株予約権 個以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
特許権使用料等	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
講演料等	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
原稿料等	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
企業・営利を目的とする団体等からの研究費	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
奨学（奨励）寄附金	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
寄附講座への所属		申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
その他報酬（研究とは無関係な旅行・贈答品）	100万円以上	申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	
個人的利害関係が生じるような状態（機器等や役務の提供を受けている）		申告者	有・無	
		配偶者（パートナー）	有・無	

私のCOIに関する状況は申告のとおりであることに相違ありません。

申告日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名（自署） _____

（本申告書は、論文掲載日から3年間保管されます）

【様式 3】 本学会の学術大会等での発表者の利益相反（COI）開示

開示すべき COI 状態がない場合

日本看護診断学会 COI 開示

筆頭者・共同発表者名

所属名

演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業・組織および
団体等はありません。

開示すべき COI 状態がある場合

日本看護診断学会 COI 開示

筆頭者・共同発表者名

所属名

演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等として、

- | | |
|----------|----------|
| ①役員・顧問 | AAA 企業 |
| ②株保有・利益 | BBB 出版会社 |
| ③特許権使用料 | CCC 株式会社 |
| ④講演料 | UUU |
| ⑤原稿料 | XXX |
| ⑥研究費 | YYY |
| ⑦奨学寄付金 | ZZZ |
| ⑧寄附講座 | FFF |
| ⑨その他報酬 | TTT |
| ⑩個人的利害関係 | SSS |